



平成 29 年 3 月 17 日

各 位

インフラファンド発行者名
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
代表者名 執行役員 井野 好男
(コード番号 9283)

管理会社名
アールジェイ・インベストメント株式会社
代表者名 代表取締役 井野 好男
問合せ先 財務管理部長 松尾 真次
TEL: 03-5510-8886

平成29年7月期、平成30年1月期及び平成30年7月期の運用状況の予想の修正に関するお知らせ

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 29 年 2 月 22 日付で公表し、平成 29 年 3 月 10 日付で修正済みの平成 29 年 7 月期（平成 28 年 8 月 2 日～平成 29 年 7 月 31 日）、平成 30 年 1 月期（平成 29 年 8 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日）及び平成 30 年 7 月期（平成 30 年 2 月 1 日～平成 30 年 7 月 31 日）の運用状況の予想について、下記のとおり修正しましたのでお知らせいたします。

記

1. 運用状況の予想の修正の理由

本日、平成 29 年 2 月 22 日開催の本投資法人の役員会において決議いたしました新投資口発行及び投資口売出しに関し、公募による新投資口発行における発行価格等を決定いたしました。これに伴い、平成 29 年 7 月期、平成 30 年 1 月期及び平成 30 年 7 月期の運用状況の予想の修正を行うものです。

- (1) 仮条件決定に伴う修正の前提とした新投資口の発行価格
1 口当たり 93,000 円以上 95,000 円以下
- (2) 最終決定された新投資口の発行価格
1 口当たり 93,000 円

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の平成 29 年 7 月期、平成 30 年 1 月期及び平成 30 年 7 月期の運用状況の予想に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。



2. 修正の内容

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1口当たり 分配金 (利益超過分配金を含む)	1口当たり 分配金 (利益超過分配金は含まない)	1口当たり 利益超過 分配金
前回予想（平成29年3月10日公表）							
平成29年 7月期 (第1期)	306 百万円	97 百万円	15 百万円	14 百万円	337～ 338円	337～ 338円	0円
平成30年 1月期 (第2期)	410 百万円	141 百万円	109 百万円	109 百万円	3,095～ 3,096円	2,553～ 2,554円	541円
平成30年 7月期 (第3期)	408 百万円	128 百万円	98 百万円	97 百万円	3,046円	2,284～ 2,285円	761円
今回修正予想							
平成29年 7月期 (第1期)	306 百万円	97 百万円	15 百万円	14 百万円	337円	337円	0円
平成30年 1月期 (第2期)	410 百万円	141 百万円	109 百万円	109 百万円	3,095円	2,553円	541円
平成30年 7月期 (第3期)	408 百万円	128 百万円	98 百万円	97 百万円	3,046円	2,284円	761円

上記1.記載の発行価格等の決定に伴い、平成29年2月22日付「平成29年7月期、平成30年1月期及び平成30年7月期の運用状況の予想に関するお知らせ」で公表し、平成29年3月10日付「平成29年7月期、平成30年1月期及び平成30年7月期の運用状況の予想の修正に関するお知らせ」で修正済みの「平成29年7月期、平成30年1月期及び平成30年7月期における運用状況の予想の前提条件」の一部を以下のとおり修正いたします。この結果、1口当たり分配金（利益超過分配金を含む）及び1口当たり分配金（利益超過分配金は含まない）は修正されます。

「借入金」欄：有利子負債総額につき、平成29年7月末における見込額を4,743～4,747百万円から4,747百万円に、平成30年1月末における見込額を4,602～4,606百万円から4,606百万円に、平成30年7月末における見込額を4,461～4,465百万円から4,465百万円に、それぞれ修正いたします。また、平成29年7月期（第1期）末のLTV見込みを54%程度～55%程度から55%程度に、平成30年7月期（第3期）末のLTV見込みを52%程度～53%程度から53%程度に、それぞれ修正いたします。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の平成29年7月期、平成30年1月期及び平成30年7月期の運用状況の予想に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。



RENEWABLE JAPAN

(参考) 平成 29 年 7 月期： 予想期末発行済投資口数 42,700 口 (前回と変更なし)
平成 30 年 1 月期： 予想期末発行済投資口数 42,700 口 (前回と変更なし)
平成 30 年 7 月期： 予想期末発行済投資口数 42,700 口 (前回と変更なし)

- (注1) 本投資法人の営業期間は、毎年 2 月 1 日から 7 月末日まで及び 8 月 1 日から翌年の 1 月末日までの各 6 ヶ月間ですが、第 1 期の営業期間は本投資法人の設立日である平成 28 年 8 月 2 日から平成 29 年 7 月 31 日までの 364 日間です。なお、第 1 期の実質的な営業期間は、物件取得予定日である平成 29 年 3 月 29 日から平成 29 年 7 月 31 日までの 125 日間となります。
- (注2) 本投資法人では、平成 29 年 2 月 22 日開催の本投資法人の役員会で決議した新投資口の発行後に新規取得予定の太陽光発電設備等 (合計 8 物件) に係る平成 29 年度の固定資産税等は費用として計上せず、以降発生する固定資産税等については平成 30 年 7 月期から費用計上する予定です。
- (注3) 上記予想数値は一定の前提条件に基づき算出した本日現在の予想です。したがって、今後の再生可能エネルギー発電設備等の追加取得若しくは売却、インフラ市場等の推移、賃借人の異動若しくは賃貸借契約の内容の変更等に伴う賃料収入の変動、予期せぬ修繕の発生等運用環境の変化、金利の変動、実際に決定される新投資口の発行数、又は今後の更なる新投資口の発行等により、前提条件との間に差異が生じ、その結果、実際の営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益、1 口当たり分配金 (利益超過分配金は含まない) 及び 1 口当たり利益超過分配金は変動する可能性があります。また、本予想は分配金及び利益超過分配金の額を保証するものではありません。
- (注4) 上記予想と一定以上の乖離が見込まれる場合は、予想の修正を行うことがあります。
- (注5) 本投資法人の投資口の株式会社東京証券取引所インフラファンド市場への上場予定日は平成 29 年 3 月 29 日です。
- (注6) 単位未満の数値は切り捨てて表示しています。

以上

* 本資料の配布先： 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の平成 29 年 7 月期、平成 30 年 1 月期及び平成 30 年 7 月期の運用状況の予想に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただき、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。